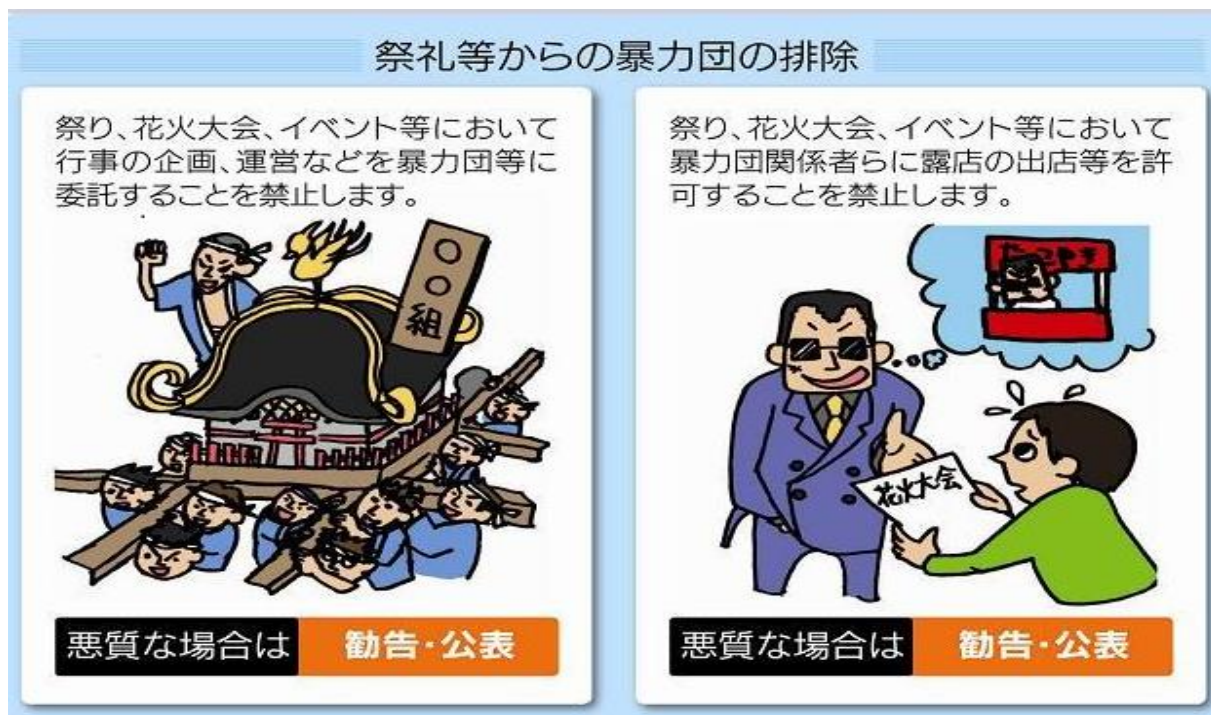


お祭り、花火大会、各種イベントの主催者（事業者）の方へ

お祭り、花火大会、各種イベント等（以下「祭礼等」）を主催する方や運営に携わる方は、**静岡県暴力団排除条例**で下記イラストにあるような行為（露店出店等）が**禁止**されており、必要な措置を講じず違反行為が判明した際は、県公安委員会から勧告等の行政処分を受けることがあります。

祭礼等に参加する方の安全・安心を守り、暴力団に流れる資金を遮断するため、絶対に守っていかねばいけないルールとなりますので、内容をご理解のうえ、適切な対応をお願いします。



※静岡県暴力団排除条例において、「**祭礼等の主催者は、暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする**」と明記されています。（条例第22条第2項）

* 必要な措置とは、露店を出店しようとする者から

- 住所、氏名、生年月日等の資料が添付された本人確認書の提出を受ける
- 自身が暴力団員でないことや暴力団に利益供与しないことを誓約する書面の提出を受ける

ことや

- 上記本人確認書、出店申込書を元に露店を出店しようとする者の暴力団関係者の該当性の有無を管轄する警察署に提出し照会する
- 祭礼等から暴力団を排除するためのルールを作成、整備する（祭り規約が未整備の場合、暴力団を関与させないことなどを盛り込んだ規約を作成する等）

ことを指します。

なお静岡県では、多くの祭礼等の主催者が、別添1～3の誓約書等を使用し、祭典等から暴力団を排除する措置を講じておりますので、参考としてください。

ご不明な点があれば、下記連絡先までご連絡ください！
静岡県警察本部捜査第四課（☎054-271-0110）